

入居に関するさまざまな相談に対応するとともに、多くの不動産事業者の協力が得られるよう働きかけていきます。

高齢者住宅改造費助成事業として、介護保険制度における要支援・要介護認定を受けた方が介護保険対象品目の住宅改修を実施した場合、介護保険の支給限度額20万円を超えた部分に対して改造費の2分の1（最高限度額30万円）を助成する制度を推進していきます（所得制限があります）。

#### ④ 在宅生活支援

#### サービスの充実

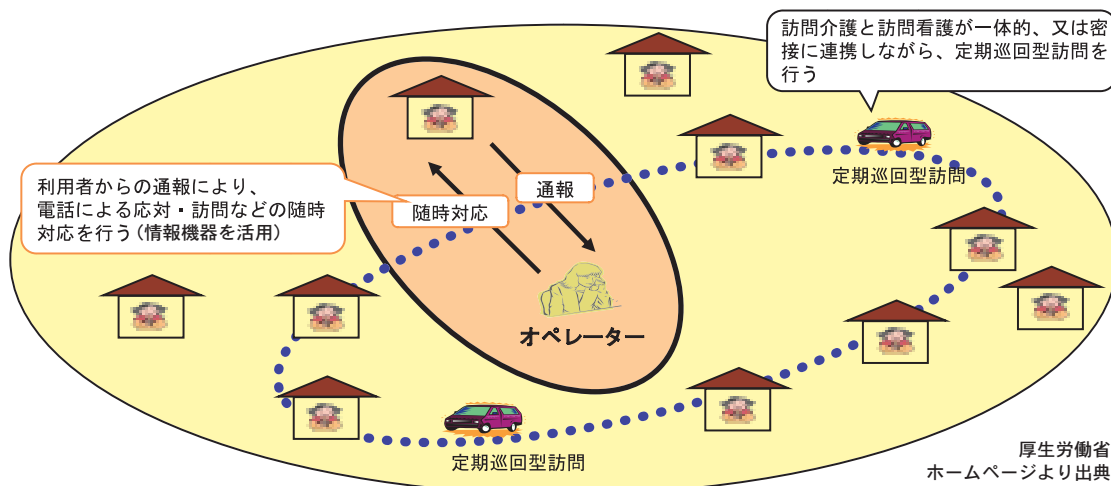
高齢者のみの世帯の増加が見込まれるなかで、介護保険サービスだけでなく、支援が必要な方に対し適切な生活支援サービスを提供します。

市では、食生活の改善を目的とする配食サービス、急病の時など救急隊の支援を受けるための緊急通報システムの設置、介護保険制度にある高齢者住宅改造費の一部上乗せ助成、通院などのタクシー運賃を一部助成する福祉タクシー事業など、各種の生活支援サービスを実施しています。

今後も地域のニーズを把握し、実施方法の検証を行ってその効果を十分検討していきます。

## 24時間対応の定期巡回・随時対応サービスの創設(イメージ)

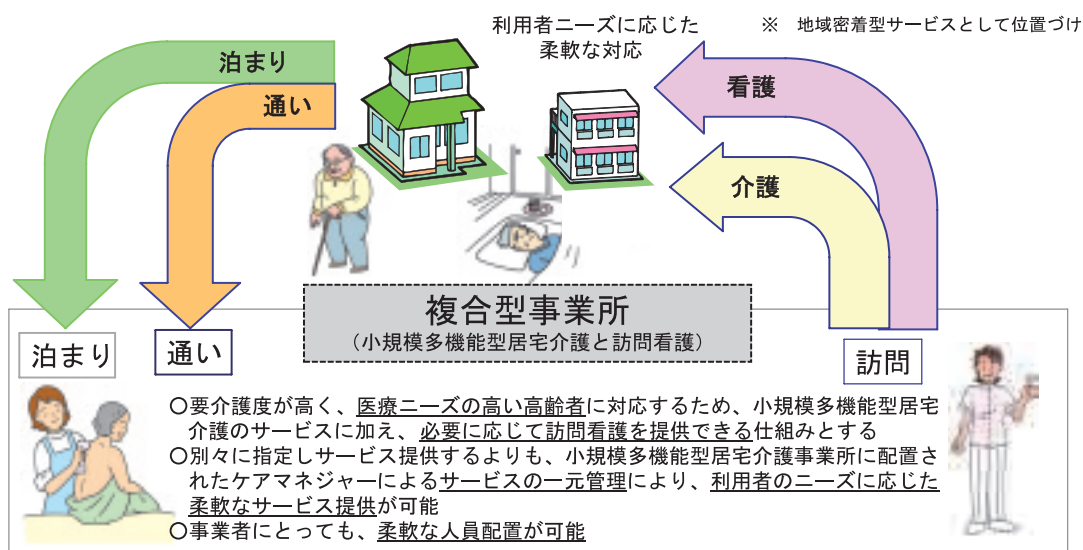
重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、定期巡回型訪問と随時の対応を行う「定期巡回・随時対応サービス」を創設する。



- ※ 1つの事業所から訪問介護・訪問看護を一体的に提供する、又は、外部の訪問看護事業所と緊密な連携を図って訪問介護を実施するなど、訪問介護と訪問看護の密接な連携を図りつつ実施する。
- ※ 在宅療養支援診療所等、地域の医療機関との連携も重要となる。
- ※ 地域密着型サービスとして位置づけ、市町村（保険者）が主体となって、圏域ごとにサービスを整備できるようにする。

## 小規模多機能型居宅介護と訪問看護の複合型サービスの概要(イメージ)

今般、小規模多機能型居宅介護と訪問看護の複数のサービスを組み合わせた複合型事業所を創設し、看護と介護サービスの一体的な提供により医療ニーズの高い要介護者への支援の充実を図る。



厚生労働省ホームページより出典